

大和市告示第60号

大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱（平成21年大和市告示第105号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「成年後見開始等の審判」という。）」及び「（以下「成年後見人等」という。）」を削る。

第2条各号列記以外の部分中「費用」の次に「（以下「助成対象費用」という。）」を加え、同条第1号中「掲げる審判」の次に「（以下「成年後見開始等の審判」という。）」に加え、同条第2号中「成年後見人等」を「成年後見人、保佐人又は補助人（成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「本人」という。）の親族又は法人の場合は、市長が必要と認めた者に限る。以下「成年後見人等」という。）」に改める。

第3条の見出しを「（助成）」に改め、同条第1項中「助成の対象となる者は、成年後見開始等の審判により成年後見人等を付された者（以下「本人」という。）のうち」を「市長は」、
「（昭和42年7月25日法律81号）」を「（昭和42年法律第81号）」に、「記録されている者」を「記録され、」に、「入所し、若しくは病院に長期入院したこと」を「入所若しくは長期間の入院」に、「）で」を「）であって」に改め、「もの」の次に「（以下「対象者」という。）」を本人とする旨の成年後見開始等の審判を請求した場合又は対象者を本人とする審判がされた場合において、助成対象費用を助成するもの」を加え、同項第1号中「受けている者」の次に「（当該者の属する世帯の世帯員全員の預貯金等の額に家庭裁判所が審判により付与した報酬額を加算した額が600,000円以下である者に限る。）」を加え、同条第2項中「（昭和38年法律第133号）」及び「（昭和22年法律第164号）」を削る。

第4条第1項中「の費用」を「に掲げる費用」に改め、同項第3号中「親族」の次に「であって、本人のために助成対象費用を負担したと市長が認めるもの」を加え、同条第2項中「の報酬」を「に掲げる報酬」に改め、同項第2号中「成年後見人等」の次に「（本人が死亡した場合においては、成年後見人等であった者を含む。）」を加える。

第5条第1項中「の費用」を「に掲げる費用」に改め、「協議の上、」の次に「成年後見開始等

の審判を請求した日から起算して3月以内に」を加え、同条第2項中「の報酬」を「に掲げる報酬」に改め、「協議の上、」の次に「報酬を付与する審判があった日から起算して3月以内に」を加える。

第6条第1号中「の費用」を「に掲げる費用」に改め、同条第2号中「第2条第2号の」を「第2条第2号に掲げる」に、「施設等に入所している場合は」を「社会福祉施設等に入所し、又は長期間の入院をしている月（入所又は入院をしない日がある月を除く。）にあっては、」に改める。

第7条第1項中「の報酬」を「に掲げる報酬」に改め、「期間（」の次に「2年を超える期間の場合は2年間。」を加える。

第10条中「又は」の次に「対象者が」を加える。

第11条中「の費用」を「に掲げる費用」に、「助成を受けた者」を「助成決定者」に改める。

第14条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第1項中「助成を受けた者」を「本人」に改め、同項第1号中「本人の」を削り、同項第2号中「本人が」を削り、同項第3号中「本人の」を削り、同条第2項中「助成を受けた者」を「助成決定者」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第12条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による助成から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、第5条の規定により申請をした者（以下「申請者」という。）が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第8条第1項の規定による助成の決定を行わない。

別表中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。